

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己		
件名	東大和州市制50周年記念事業の実施に向けた東大和市アクションプランについて			区分	1 審議事項
					○
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>「東大和州市制50周年記念事業実施方針（以下「実施方針」という。）」の実効性を確保するため、平成31年3月29日付市長決裁により、「東大和州市制50周年記念事業の実施に向けた東大和市アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定したことから報告するものである。</p> <p>(1) アクションプランの構成とその内容</p> <p>①目的 実施方針の実効性を確保することを目的とする。</p> <p>②実施方針で定めた内容 実施方針で定めた内容を記載した。</p> <p>③市制50周年記念事業 市制50周年記念事業として、記念式典、実施事業（特別事業16件、連携事業15件）、広報・PR7件の合計39件を、実施方針の事業構成ごとに定めた。</p> <p>④今後の市制50周年記念事業の検討 地域や市民団体等との協議が必要な事業については、必要な手続等を経たうえで調整する。また、必要に応じて記念事業の見直しや追加等の検討を行う。</p> <p>⑤市制50周年記念事業の実施及び進行管理 アクションプランに掲げた事業については、関係各課と連携しながら実施し、事務局が中心となって各事業についての進捗状況等を確認する。また、推進本部会議及び推進部会を開催し情報共有を行う。</p> <p>(2) 影響及び効果 アクションプランに基づき取組を推進することで、実施方針の実効性を確保することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年 8月～10月…全庁へ向けた取組事業調査及び素案作成 10月～翌2月…推進本部会議及び推進部会における報告及び審議 平成31年 3月29日（金）…市長決裁（アクションプランの決定）</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議終了後、市議会議員へ配布する。 ・グループウェアの共有情報に掲載し、全庁的に周知する。 ・市報に概要を掲載するとともに、市公式ホームページで公表する。 					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。